

総会

配布：一般

2011年5月4日

原文：英語

人権理事会

第16特別会期

2011年4月29日

人権理事会により採択された決議

S-16/1

最近の出来事の文脈におけるシリア・アラブ共和国の現在の人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章および2006年3月15日の総会決議60/251に基づき、

国連憲章、世界人権宣言および市民的及び政治的権利に関する国際規約を含む関連する国際人権条約の目的と原則、並びに全ての国家は、人権と基本的自由を促進しまた保護する義務があることを再確認し、

どんなときでも、公の緊急事態でさえ、違反できない権利に関する市民的及び政治的権利に関する国際規約第4条を想起し、

シリア・アラブ共和国における最近のまた現行の政治的抵抗に関連した大多数の国民の死に深い哀惜の念を、そして申し立てられたシリア当局による計画的な殺人、逮捕および平和的な抗議者の拷問の実例に重大な懸念を表明し

事務総長が、シリア・アラブ共和国における状況の独立した、透明なそして効果的な調査を求めた、事務総長が行った最近の声明に留意し、

シリア・アラブ共和国における状況に関して国際連合人権高等弁務官およびある国際連合特別手続の職務権限保有者が行った最近の声明、その中で彼らは、殺害を終わらせること並びに説明責任、人権保護者の保護および表現の自由に対する尊重を求めた、にも留意し

改革のための措置を講じるというシリア・アラブ共和国が明言した意図に更に留意し、そして同国に対し、政治的参加および対話の範囲を拡大すること、国家最高治安裁判所の廃止に続くことそして基本的自由の行使を制限している措置を撤廃することによるものを含む、同国の国民の合法的要求を満たすため緊急且つ具体的な措置を講じることを促し、

国際連合のすべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むべきであることを再確認し、

1. シリア当局による平和的な抗議者に対する致死暴力の使用および医学的治療の利用の妨害を疑いの余地なく非難し、シリア・アラブ共和国政府に対し、あらゆる人権侵害に終止符を直ちに打つこと、その住民を守ることおよび表現の自由と集会の自由を含む、全ての人権と基本的自由を十分に尊重することを促し、そして当局に対し、インターネットと遠距離通信網に対する利用を認めることおよび外国人ジャーナリストによる適切な利用を許すことによるものを含む、報告に関する検閲を撤廃することもまた促す。

2. シリア・アラブ共和国政府に対し、全ての良心の囚人および最近の出来事以前に拘禁された者を含む、恣意的に拘禁された者を直ちに釈放すること、および法律家、人権擁護者並びにジャーナリストを含む個人のどのような脅迫、迫害および恣意的逮捕も直ちに止めることを求める。

3. シリア当局に対し、平和的デモに参加した人々に対するどのような報復も慎むことおよび人権や人道支援機関の適切な接近を保証することによるものを含む、必要としている者に緊急援助の提供を許すことを促す。

4. 国際的な基準に従った、信頼に足るまた不偏な調査を開始し、そしてシリア・アラブ共和国における平和的な抗議者に対する、シリア政府の統制下にある軍によるものを含む、攻撃に責任を有する者を訴追するシリア当局の必要性を強調する。

5. シリア当局に対し、自由権を確保することおよび社会的正義を高めることを目的とした政治的参加の範囲を拡大することを促す。

6. 関連するテーマ別の特別手続の職務権限保有者に対し、その各々の職務権限の範囲内で、シリア・アラブ共和国における人権状況に特別の注意を払うことを奨励し、そしてシリア当局に対し、これらのテーマ別の職務権限保有者と、同国への訪問を許すことを含んで、協力することを促す。

7. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、国際人権法の申し立てられた全ての違反を調査するためにおよび刑事責任の免除を回避することと十分な説明責任を確保することを目的として、そのような違反と行われた犯罪の事実と状況を確定するためにシリア・アラブ共和国に使節団を即刻派遣すること、そして人権理事会の第 17 会期の同理事会に対し、シリア・アラブ共和国における人権状況に関する予備調査報告書および口頭での最新情報を提供することまた同理事会の第 18 会期に同理事会に事後報告書を提出することを要請し、そして高等弁務官に対し、同理事会の第 18 会期中にシリア・アラブ共和国における人権状況に関する双方向の対話を催すことをまた要請する。

8. シリア・アラブ共和国政府に対し、高等弁務官事務所により派遣された使節団と十分に協力しその要員に立ち入りを許与することを求める。

9. 事務総長と高等弁務官に対し、使節団がその職務権限を遂行することを可能にするために必要とされるあらゆる行政的、技術的および兵站的支援を提供することを要請する。

10. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

2011年4月29日

[26対9、棄権7の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、フランス、ガーナ、グアテマラ、ハンガリー、日本、キルギスタン、モルディブ、モーリシャス、メキシコ、ノルウェー、ポーランド、大韓民国、モルドバ共和国、セネガル、スロバキア、スペイン、スイス、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ザンビア

反対：

バングラデッシュ、中国、キューバ、エクアドル、ガボン、マレーシア、モーリタニア、パキスタン、ロシア連邦

棄権：

カメルーン、ジブチ、ナイジェリア、サウジ・アラビア、タイ、ウガンダ、ウクライナ]